

労基ニュース

(公社)東基連 足立荒川労働基準協会支部

4月号

〒114-0022

北区王子本町1-22-3

TEL 03-5948-5341

FAX 03-5948-5653

当支部HPパスワード

「aa5948」

《足立荒川労働基準協会支部からのお知らせ》

令和7年度 支部会員総会のご案内

令和7年度支部会員総会を以下のとおり、開催いたします。総会後は懇親会も行いますので、ご出席賜りますよう、お願い申し上げます。

参加申込書は4月1日付け年会費のご案内に同封し、発送いたします。

開催日時：令和7年5月8日（木） 16:00～

開催場所：「シアター1010 アトリエ」（北千住駅西口駅前・マルイ入居ビル10階）

※懇親会につきましても同会場で行います。

※懇親会参加費用につきましては、お申込書にてご案内いたします。

支部講習会のご案内

『令和7年度 危険予知訓練研修会』 ※会場の都合により、6月開催となりました。

開催日時：令和7年6月4日（水） 9:30～16:40

開催場所：東京都東職業能力開発センター（足立区綾瀬5-6-1）

受講料：会員 8,800円 一般：11,000円

※ご案内・お申込書を同封いたしました。（当支部ホームページからもダウンロードできます。）

●危険予知訓練は職場にひそむ危険性や有害性等の危険要因を発見し解決する能力を高める手法で、「どのような危険がひそんでいるのか」、「危険なポイントは」、「あなたならどうする」、「私たちはこうする」を参加者で話し合い、考え合うことにより危険のポイントを行動する前に解決する訓練です。

《講習内容（予定）》

○ゼロ災運動について（講義） ○グループ活動（ヒヤリハット体験集計）

○OKYT基礎4ラウンド法有効性について（講義） ○演習・発表 等

『令和7年度 熱中症対策セミナー』 熱中症対策が義務化されます！

開催日時：令和7年6月9日（月） 12:50～16:50 12:30開場

開催場所：北とぴあ 902会議室 北区1-11-1

受講料：会員 5,390円 一般：7,590円 ※資料・テキスト代、税込み

定員：30名

内容 ●熱中症の症状 ●熱中症の予防方法 ●緊急時の救急処置 ●熱中症の事例

※本セミナーに参加することで、「クールワークキャンペーン実施要項」に示される

「熱中症予防管理者」を選任するための必要な熱中症予防管理者労働衛生教育が受講でき、労働衛生管理体制の確立に活かされます。

講師：労働安全・衛生コンサルタント 田中 通洋 氏

※ご案内・お申込書を同封いたしました。（当支部ホームページからもダウンロードできます。）

『令和7年度 全国安全週間説明会』 ご予定ください！ ※無料です。

開催日時：令和7年6月18日（水） 13:30～（開始時刻は予定です）

開催場所：ムーブ町屋 ムーブホール

荒川区荒川7-50-9 センターまちや

定員：100名

※来月号にご案内・お申込書を同封いたします。

『令和7年度 労務管理等実務講習会』※無料講習会

開催日時：令和7年7月（詳細が決まり次第お知らせします）

開催場所：王子工業会館 2階 会議室

定 員：30名

内 容：「安全管理者」・「衛生管理者」選任したけれど… 他

- 法令の定めがあるので「安全管理者」「衛生管理者」を選任したけれど何をさせるの？選任されたけど、何をしたらいいの？そんな疑問に答え、安全衛生管理体制の在り方を検討します。

労働安全衛生規則が改正されます ※熱中症対策が義務化されます！

令和7年3月12日、労働政策審議会安全衛生分科会は「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案」について妥当であるとの答申をいたしました。概要は以下のとおりです。

●労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要

1 改正の趣旨

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を義務付ける。

2 改正の概要

以下1、2の事項を事業者に義務付けること。

1 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、

- ①「熱中症の自覚症状がある作業員」
- ②「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」

がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

2 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

- ①作業からの離脱
- ②身体のコールド
- ③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
- ④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

※『熱中症を生ずるおそれのある作業』とは…

WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

3 公布日等

（1）公布日 令和7年4月上旬（予定） （2）施行日 令和7年6月1日

前頁ご案内のとおり、当支部におきましても、労働安全衛生規則改正を踏まえた「熱中症対策セミナー」を開催いたします。

本セミナーに参加することで、「クールワークキャンペーン実施要項」に示される「熱中症予防管理者」を選任するための必要な熱中症予防管理者労働衛生教育が受講でき、労働衛生管理体制の確立に活用できます。

趣旨

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多数発生しており、ここ数年、重篤化して死亡に至る事例が年間30人程度発生する状態が続いていることから、業界、事業場ごとに、熱中症予防対策に取り組んでいるところである。昨年までの「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」においても、労働災害防止団体や関係省庁とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況を見ると、死亡を含む休業4日以上死傷者1,195人、うち死亡者は30人となっている。業種別にみると、死傷者数については、建設業216件、製造業227件となっており、全体の約4割がこれら2つの業種で発生している。また、死亡者数は、建設業、製造業及び運送業の順に多く、多くの事例で暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症の発症時・緊急時の措置の確認・周知の実施を確認出来なかった。また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有している事例も見られ、医師等の意見を踏まえた配慮がなされていなかった事例もあった。

このため、本キャンペーンを通じ、すべての職場において、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和3年4月20日付け基発0420第3号）に基づく基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、事業者は①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、②熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備等を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうことなど、重点的な対策の徹底を図る。

なお、労働者と同じ場所で作業に従事する労働者以外の者についても、上記措置の対象に含める。

期間

令和7年5月1日から9月30日までとする。

なお、令和7年4月を準備期間とし、令和7年7月を重点取組期間とする。

各事業場における詳細な実施事項

●準備期間中に実施すべき事項

ア 暑さ指数（WBGT）の把握の準備

日本産業規格 JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計を準備し、点検すること。黒球がないなど日本産業規格に適合しない測定器では、屋外や輻射熱がある屋内の作業場所で、暑さ指数（WBGT）が正常に測定されない場合がある。

なお、環境省が発表している熱中症特別警戒アラート、環境省、気象庁が発表している熱中症警戒アラートは、職場においても、熱中症リスクの早期把握の観点から参考となる。

イ 作業計画の策定等

夏季の暑熱環境下における作業に対する作業計画を策定する。作業計画には、特に新規入職者や休み明け労働者等については、熱中症を発症するリスクが高いため、作業内容等十分に考慮した暑熱順化プログラム、暑さ指数（WBGT）に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT 基準値（※別紙表1）を踏まえた作業中止に関する事項を含める必要がある。なお、休憩時間の確保や作業中止に関する事項の検討に当たっては、下記ウからオに基づいて実施する対策や検討結果、力からクに基づいて実施する管理等の状況を十分に踏まえたものとする。

また、熱中症の症状を呈して体調不良となった場合等を想定した連絡等の体制と、必要な措置の実施手順を定め、関係労働者に周知する。

ウ 設備対策の検討

WBGT 基準値を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する。ただし、ミストシャワー等による散水設備の設置に当たっては、湿度が上昇することや滑りやすくなることに留意する。また、既に設置している冷房設備等については、その機能を点検する。

エ 休憩場所の確保の検討

熱中症の重篤化を防ぐためには、適切な身体冷却が有効なため作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保を検討する。当該休憩場所は横になることのできる広さのものとする。また、休憩場所における状態の把握方法及び状態が悪化した場合の対応についても検討する。

オ 服装等の検討

熱を吸収し又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備する。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備する。服装等の選定に当たっては、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服やヘルメットを採用するなど、作業中の深部体温上昇の抑制に資するものを積極的に採用する。

なお、事業者が業務に関連し衣類や保護衣を指定することが必要な場合があり、この際には、あらかじめ衣類の種類を確認し、暑さ指数（WBGT）の補正（※別紙表 2）の必要性を考慮する。

カ 教育研修の実施

各級管理者、労働者に対する教育を実施する。教育は、※別紙表 3 及び※別紙表 4 に基づき実施する。

教育用教材としては、厚生労働省の運営しているポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」に掲載されている「熱中症予防スイッチ・オン その行動、その習慣が、いのちを守る 自分でできる 7 つのこと」等の動画コンテンツ、「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」、熱中症予防対策について点検すべき事項をまとめたリーフレット等や、環境省の熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症に係る動画コンテンツや救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などを活用する。

なお、事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体が行う教育を活用する。

キ 労働衛生管理体制の確立

事業者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者が中心となり、※（１）から（３）までに掲げる熱中症予防対策について検討するとともに、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。

現場で作業を管理する者等、衛生管理者、安全衛生推進者等以外の者に熱中症予防対策を行わせる場合は、上記カの教育研修を受けた者等熱中症について十分な知識を有する者のうちから、熱中症予防管理者を選任し、同管理者に対し、※（２）のクに掲げる業務について教育を行う。

ク 緊急時の対応の事前確認等

事業場ごとに、あらかじめ、労働者の体調不良時に搬送を行う医療機関の連絡先や所在地や緊急時の必要な措置の実施手順を作成し、朝礼場所や休憩場等の労働者が見やすい場所への掲示やメールでの送付等により周知する。

※…「令和 7 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」

実施要綱にて掲載されています。

❖当支部ホームページ「会員専用」より、

「令和 7 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」

実施要綱すべてがご覧になれますのでご活用ください。

